

原議保存期間	10年(令和17年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	10年(令和17年12月31日まで保存)

運 免 丙 達 第 2 2 号

令 和 7 年 3 月 1 9 日

関係所属長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

認定制度による高齢者講習等事務処理要領の改正について（通達）

対号 令和5年3月1日付け運免丙達第3号「認定制度による高齢者講習等事務
処理要領の制定について（通達）」

高齢者講習と同等の効果がある旨の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けた運転免許取得者等教育及び認知機能検査又は運転技能検査と同等の効果がある旨の公安委員会の認定を受けた運転免許取得者等検査（以下「認定教育等」と総称する。）の事務処理要領については、対号により定めているところ、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、同要領を別添のとおり改正し、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

本通達で定める様式について改正前の様式が残存する場合には、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

なお、対号は令和7年3月24日をもって廃止する。

記

1 趣旨

この要領は、認定教育等の実施について、実施機関の事務を適正に処理するために必要な事項を定めるものとする。

2 事務の主管

この要領に関する事務は、交通部運転免許課長が主管する。なお、この要領の規定により教習所が石川県公安委員会に提出する報告等に関する書類は、別に定める場合を除き運転免許課長を経由させること。

3 実施機関に対する指導

運転免許課長は、この要領に基づき、各実施機関が適正に事務を処理しているか適切に指導を行うこと。